

改正後（令和4年10月）	現行（令和4年7月）
<p>6. 申請に関する事項</p> <p>(1) 申請者の資格</p> <p>申請者は、施設の管理運営業務に知識を有し、当該施設を安全かつ適切に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）、若しくは法人等で構成するグループとし、個人での申請はできません。<u>また、法人等は、市内に事業所又は営業所（法人格を有しない場合は事務所等）を有することとします。（グループの場合は、グループの代表法人等が市に事業所又は営業所を有すること。）</u></p> <p><u>※ただし、申請時点において、市内に事業所又は営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有しない場合は、指定管理期間開始までに市内に事業所又は営業所を置こうとする法人等とします。（グループの場合は、グループの代表法人等が指定管理期間開始までに、市内に事業所又は営業所を置こうとする法人等とします。）</u>また、指定管理期間中は、市内に事業所又は営業所を設置する法人等とします。</p> <p>※宮崎市に法人市民税を納付していることをもって、市内に事業所又は営業所を有するものとします。</p> <p>また、次に該当する法人等は、応募することができません。</p> <p>① 指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置することができないもの。</p> <p>② 法人にあつては地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。</p> <p>③ 指定管理者指定申請書提出時において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年12月20日告示第350号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止の措置を受けているもの。</p> <p>④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実があるもの。</p> <p>⑤ 国税並びに市税について滞納があるもの。（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においては団体の代表者。）</p> <p>⑥ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。</p> <p>⑦ 法人等の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア. 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）であるとき。</p> <p>イ. 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>ウ. 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。</p>	<p>6. 申請に関する事項</p> <p>(1) 申請者の資格</p> <p>申請者は、施設の管理運営業務に知識を有し、当該施設を安全かつ適切に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）、若しくは法人等で構成するグループとし、個人での申請はできません。</p> <p>また、次に該当する法人等は、応募することができません。</p> <p>① <u>市内に事業所又は営業所（法人格を有しない場合は事務所等）を有しないもの。（グループの場合は、グループの代表法人等が市に事業所又は営業所を有しない。）</u></p> <p>※宮崎市に法人市民税を納付していることをもって、市内に事業所又は営業所を有するものとします。</p> <p>② 指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置することができないもの。</p> <p>③ 法人にあつては地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。</p> <p>④ 指定管理者指定申請書提出時において、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年12月20日告示第350号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止の措置を受けているもの。</p> <p>⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実があるもの。</p> <p>⑥ 国税並びに市税について滞納があるもの。（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においては団体の代表者。）</p> <p>⑦ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの。</p> <p>⑧ 法人等の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれかに該当するもの。</p> <p>カ. 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）であるとき。</p> <p>キ. 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>ク. 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。</p> <p>ケ. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与しているとき。</p> <p>コ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。</p> <p>※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団排除措置を</p>

エ. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与しているとき。

オ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに警察署に照会を行い、該当するか否かを確認します。

(省略)

7. 申請の手続

(1) 提出書類

提出書類A <令和4年11月11日(金)までに提出するもの>

(省略)

提出書類B <令和4年12月5日(月)までに提出するもの>

番号	書類名	様式等	提出部数
1	指定管理者指定申請書	様式第11号	1部
2	事業計画書	様式第12号	11部
3	施設の管理に係る収支計画書	様式第13号	11部
4	管理運営実績	様式第14号	11部
5	自主事業計画書（自主事業を計画する場合）	様式第15号	11部
6	自主事業収支予算書（自主事業を計画する場合）	様式第16号	11部
7	事業提案概要書 A4判4ページ以内 ※上記2『事業計画書』と5『自主事業計画書』を基に、同概要書を作成してください。 ※同概要書の電子データはメールにて提出してください（Excelまたは、Word） ※指定管理者候補者に選定された事業者の同概要書は選定結果とともに公表されます。公表されることを念頭に、経営ノウハウ等の記載についてはご注意ください。	任意様式	11部
8	納税証明書（法人においては法人及び代表者のもの。法人以外の団体においては団体の代表者のもの。） ①所轄税務署発行の納税証明書（未納の税額のない証明、令和4年6月1日以降のもの） 法人：法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3） 代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（書式その3の2） ②市発行の市税完納証明書（下記の税について滞納していないことの証明、		1部

講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに警察署に照会を行い、該当するか否かを確認します。

(省略)

7. 申請の手続

(1) 提出書類

提出書類A <令和4年8月19日(金)までに提出するもの>

(省略)

提出書類B <令和4年9月12日(月)までに提出するもの>

番号	書類名	様式等	提出部数
1	指定管理者指定申請書	様式第11号	1部
2	事業計画書	様式第12号	11部
3	施設の管理に係る収支計画書	様式第13号	11部
4	管理運営実績	様式第14号	11部
5	自主事業計画書（自主事業を計画する場合）	様式第15号	11部
6	自主事業収支予算書（自主事業を計画する場合）	様式第16号	11部
7	事業提案概要書 A4判4ページ以内 ※上記2『事業計画書』と5『自主事業計画書』を基に、同概要書を作成してください。 ※同概要書の電子データはメールにて提出してください（Excelまたは、Word） ※指定管理者候補者に選定された事業者の同概要書は選定結果とともに公表されます。公表されることを念頭に、経営ノウハウ等の記載についてはご注意ください。	任意様式	11部
8	納税証明書（法人においては法人及び代表者のもの。法人以外の団体においては団体の代表者のもの。） ①所轄税務署発行の納税証明書（未納の税額のない証明、令和4年6月1日以降のもの） 法人：法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3） 代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（書式その3の2） ②市発行の市税完納証明書（下記の税について滞納していないことの証明、		1部

	<p>令和4年6月1日以降のもの) 法人：固定資産税、市県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市民税、事業所税 代表者：固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>③市発行の法人市民税納税証明書（宮崎市に法人市民税を納めていることの証明、最新のもの） ※本社が宮崎市内に無く、支店や営業所が宮崎市内にいる法人等（グループの場合はグループの代表法人等） <u>※指定管理期間開始前までに宮崎市内に事業所又は営業所を置こうとする法人等については、設置計画（設置時期や予定住所等）について、任意様式にてご提出ください。（市外の法人等が、市内の法人等とのグループによる応募を行わない場合、応募時点において、市内に事業所又は営業所の設置が無い場合であっても、応募をすることは可能です。ただし、応募時には任意の設置計画を提出のうえで、指定管理期間開始までに宮崎市内に事業所又は営業所を設置し、「滞納が無い証明」の提出が必要となります。）</u></p> <p>※宮崎市分については、様式第17号「税証明交付申請書」にて、市民課又は各総合支所地域市民福祉課へ証明請求をしてください。</p>	
9	<p>役員等全員の身分証明書（市町村発行のもの） ※各人の本籍地の市町村窓口（市民課等）へ請求してください。 ※運転免許証や住基カードの写しではありませんのでご注意ください。</p>	1部
10	ISO9000 又は 14000 シリーズを取得しているものは登録書の写し	11部
11	<p>障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する法定雇用率を達成している場合は、直近の障がい者雇用状況報告書の写し、また、同法による雇用状況報告義務のない法人で障がい者雇用率制度の対象者となる労働者を常時雇用している場合は、対象者の手帳の写し（手帳の写しの提出の際は、必ず本人の同意を得ること）</p>	11部

※グループで申請の場合は、番号（4, 8, 9, 10, 11）の書類については構成員ごとに提出してください。

	<p>令和4年6月1日以降のもの) 法人：固定資産税、市県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市民税、事業所税 代表者：固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>③市発行の法人市民税納税証明書（宮崎市に法人市民税を納めていることの証明、最新のもの） ※本社が宮崎市内に無く、支店や営業所が宮崎市内にいる法人等（グループの場合はグループの代表法人等）のみ</p> <p>※宮崎市分については、様式第18号「税証明交付申請書」にて、市民課又は各総合支所地域市民福祉課へ証明請求をしてください。</p>	
9	<p>役員等全員の身分証明書（市町村発行のもの） ※各人の本籍地の市町村窓口（市民課等）へ請求してください。 ※運転免許証や住基カードの写しではありませんのでご注意ください。</p>	1部
10	ISO9000 又は 14000 シリーズを取得しているものは登録書の写し	11部
11	<p>障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する法定雇用率を達成している場合は、直近の障がい者雇用状況報告書の写し、また、同法による雇用状況報告義務のない法人で障がい者雇用率制度の対象者となる労働者を常時雇用している場合は、対象者の手帳の写し（手帳の写しの提出の際は、必ず本人の同意を得ること）</p>	11部

※グループで申請の場合は、番号（4, 8, 9, 10, 11）の書類については構成員ごとに提出してください。

8. 申請等のスケジュール

(1) 指定管理者の指定申請及び選定スケジュール

項 目	期 間 等
募集要項等の配布	令和4年10月11日(火)～11月11日(金)
指定管理者募集に係る施設視察会及び現地説明会	令和4年10月20日(木)
提出書類に関する質問の受付【第1次】	令和4年10月24日(月)～10月28日(金)
提出書類に関する質問の回答【第1次】	令和4年11月4日(金)まで随時
提出書類Aの受付(=1次締切)	令和4年11月11日(金)
提出書類に関する質問の受付【第2次】	令和4年11月14日(月)～11月18日(金)
提出書類に関する質問の回答【第2次】	令和4年11月25日(金)まで随時
提出書類Bの受付(=最終締切)	令和4年12月5日(月)
選定委員会(プレゼンテーション・審査)	令和4年12月下旬(予定)
指定管理者候補者の決定(通知、選定理由の公表)	令和5年1月上旬(予定)
指定の議案上程(3月議会予定)	令和5年3月(予定)
協定の締結	令和5年3月中旬(予定)

(2) 募集要項等の配布期間及び配布場所

① 配布期間

令和4年10月11日(火)～11月11日(金)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
午前8時30分から午後5時15分まで

② 配布場所

スポーツランド推進課 施設係(第2庁舎5階)
又は市のホームページからダウンロード
(ホームページアドレス <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>)

(3) 宮崎市青島パークゴルフ場の施設視察会及び現地説明会

宮崎市青島パークゴルフ場の施設視察及び現地説明会を開催します。参加希望者は、様式第1号の参加申込書に必要事項を記入し、令和4年10月19日(水)の午後5時15分までに、持参、電子メール又はFAXにて下記まで申し込みください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

① 開催日時

令和4年10月20日(木) 午前10時から

② 開催場所

宮崎市青島パークゴルフ場(所在地:宮崎市大字加江田7470番地3)

③ 参加者

8. 申請等のスケジュール

(1) 指定管理者の指定申請及び選定スケジュール

項 目	期 間 等
募集要項等の配布	令和4年7月15日(金)～8月19日(金)
指定管理者募集に係る合同説明会	令和4年7月21日(木)
施設視察会及び現地説明会	令和4年7月29日(金)
提出書類に関する質問の受付【第1次】	令和4年8月1日(月)～8月5日(金)
提出書類に関する質問の回答【第1次】	令和4年8月12日(金)まで随時
提出書類Aの受付(=1次締切)	令和4年8月19日(金)
提出書類に関する質問の受付【第2次】	令和4年8月22日(月)～8月26日(金)
提出書類に関する質問の回答【第2次】	令和4年9月2日(金)まで随時
提出書類Bの受付(=最終締切)	令和4年9月12日(月)
選定委員会(プレゼンテーション・審査)	令和4年9月下旬(予定)
指定管理者候補者の決定(通知、選定理由の公表)	令和4年10月下旬(予定)
指定の議案上程(12月議会予定)	令和4年12月(予定)
指定管理者制度説明会	令和5年1月中(予定)
協定の締結	令和5年2月下旬(予定)

(2) 募集要項等の配布期間及び配布場所

③ 配布期間

令和4年7月15日(金)～8月19日(金)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
午前8時30分から午後5時15分まで

④ 配布場所

スポーツランド推進課 施設係(第2庁舎5階)
又は市のホームページからダウンロード
(ホームページアドレス <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>)

(3) 令和4年度指定管理者募集に係る合同説明会

令和4年度に指定管理者を募集する全ての施設の合同説明会を開催します。

参加希望者は、様式第1号の参加申込書に必要事項を記入し、令和4年7月20日(水)の午後3時までに、持参、電子メール又はFAXにて下記まで申し込みください。

② 開催日時

令和4年7月21日(木)

③ 開催場所

宮崎市民プラザ 4F ギャラリー2

④ 参加者

各団体1名までとします。

各団体2名までとします。

④ 申し込み先

スポーツランド推進課 施設係 (第2庁舎5階)

Mail : 17kankou@city.miyazaki.miyazaki.jp

Tel : 0985-20-5151

Fax : 0985-20-5171

① その他

現地説明会に参加した法人等の名称は公表しません。

(4) 募集内容等に関する質問の受付【第1次】

①受付期間

令和4年10月24日(月)～10月28日(金)

②提出方法

様式第2号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付してスポーツランド推進課に提出してください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

(5) 募集内容等に関する質問の回答【第1次】

令和4年11月4日(金)まで随時回答

(6) 提出書類Aの受付 (=1次締切)

①提出締切

令和4年11月11日(金) 午後5時15分まで

②申請関係書類の提出先

スポーツランド推進課 施設係 (第2庁舎5階)

③提出方法

提出書類を、上記提出先に直接持参のうえ提出してください。

また、提出期限後における申請書類の変更及び追加はできません。

※ 提出書類Aを上記の受付期間内に提出されなかった法人等については、以後の受付(提出書類Bの受付)を行いませんのでご注意ください。

(7) 募集内容等に関する質問の受付【第2次】

①受付期間

令和4年11月14日(月)～11月18日(金)

②提出方法

様式第2号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付してスポーツランド推進課に提出してください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

(8) 募集内容等に関する質問の回答【第2次】

令和4年11月25日(金)まで随時回答

(9) 提出書類Bの受付 (=最終締切)

⑤ 申し込み先

都市戦略局都市戦略課 公共施設経営係 (市役所本庁舎3階)

Mail : 01tosisen@city.miyazaki.miyazaki.jp

Tel : 0985-40-1961

Fax : 0985-29-6547

⑤ 内容

・各案件ごとに、施設の概要、業務内容、事業実績を説明

・施設所管課ごとにブースを設置し、随時、個別説明と意見交換

(4) 宮崎市青島パークゴルフ場の施設視察会及び現地説明会

宮崎市青島パークゴルフ場の施設視察及び現地説明会を開催します。参加希望者は、様式第2号の参加申込書に必要事項を記入し、令和4年7月28日(木)の午後5時15分までに、持参、電子メール又はFAXにて下記まで申し込みください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

① 開催日時

令和4年7月29日(金) 午前10時から

② 開催場所

宮崎市青島パークゴルフ場 (所在地: 宮崎市大字加江田7470番地3)

③ 参加者

各団体2名までとします。

④ 申し込み先

スポーツランド推進課 施設係 (第2庁舎5階)

⑥ その他

現地説明会に参加した法人等の名称は公表しません。

(5) 募集内容等に関する質問の受付【第1次】

①受付期間

令和4年8月1日(月)～8月5日(金)

②提出方法

様式第3号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付してスポーツランド推進課に提出してください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

(6) 募集内容等に関する質問の回答【第1次】

令和4年8月12日(金)まで随時回答

(7) 提出書類Aの受付 (=1次締切)

①提出締切

令和4年8月19日(金)、午後5時15分まで

②申請関係書類の提出先

スポーツランド推進課 施設係 (第2庁舎5階)

①提出締切

令和4年12月5日(月) 午後5時15分まで

②申請関係書類の提出先

スポーツランド推進課 施設係 (第2庁舎5階)

③提出方法

提出書類を、上記提出先に直接持参のうえ提出してください。

また、提出期限後における申請書類の変更及び追加はできません。

③提出方法

提出書類を、上記提出先に直接持参のうえ提出してください。

また、提出期限後における申請書類の変更及び追加はできません。

※ 提出書類Aを上記の受付期間内に提出されなかった法人等については、以後の受付(提出書類Bの受付)を行いませんのでご注意ください。

(8) 募集内容等に関する質問の受付【第2次】

①受付期間

令和4年8月22日(月)～8月26日(金)

②提出方法

様式第3号の質問書に記入の上、FAX又は電子メールに添付してスポーツランド推進課に提出してください。

※FAX又は電子メールの未到着を防ぐため、事前に送信の連絡・事後に着信の確認をお願いします。

(9) 募集内容等に関する質問の回答【第2次】

令和4年9月2日(金)まで随時回答

(10) 提出書類Bの受付(=最終締切)

①提出締切

令和4年9月12日(月)、午後5時15分まで

②申請関係書類の提出先

スポーツランド推進課 施設係 (第2庁舎5階)

③提出方法

提出書類を、上記提出先に直接持参のうえ提出してください。

また、提出期限後における申請書類の変更及び追加はできません。

(11) 指定管理者制度説明会

①目的

適正な協定締結のために、指定管理者制度について理解を深める。

②開催日時

令和5年1月中(予定)

③参加者

新たに指定管理者として指定された団体及びその施設所管課。

9. 審査選定に関する事項

(省略)

(2) 選定委員会による審査(=2次審査)と指定管理者候補者の選定

次に選定委員会において、提出書類の審査に加え、応募者による企画提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを実施して審査を行います。

選定委員会に出席した委員の過半数によって指定管理者候補者を決定します。

9. 審査選定に関する事項

(省略)

(2) 選定委員会による審査(=2次審査)と指定管理者候補者の選定

次に選定委員会において、提出書類の審査に加え、応募者による企画提案説明(プレゼンテーション)及びヒアリングを実施して審査を行います。

選定委員会に出席した委員の過半数によって指定管理者候補者を決定します。

<p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計得点が配点合計の6割未満である場合 (例えば委員3人の配点合計が600点満点の場合で、応募団体の合計得点が360点未満であった場合) ・選定の基準のうち、重要基準である「2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること」の得点が、満点の6割未満であった場合 <p>選定委員会は、令和4年12月下旬を予定しています。(応募者に対し、日時や会場等を後日連絡します。)</p> <p>(3) 選定結果等の通知及び公表</p> <p>指定管理者の候補者を決定後、応募者全員に郵送で通知します。(令和5年1月上旬予定。) また、選定理由等をまとめた資料及び候補者から提出された事業提案概要書を、ホームページで公表するとともに、市議会に提供します。</p> <p>なお、指定管理者候補者が決定された後は、透明性の観点から指定管理者候補者とならなかった応募団体についても団体名の公表をいたします。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 指定管理者の指定</p> <p>市議会の議決(令和5年3月議会を予定)を経て、指定管理者候補者を指定管理者に指定します。(したがって、市議会において否決された場合は指定できません。)</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 申請の辞退</p> <p>申請を辞退する場合には、辞退届を提出してください。様式第16号</p> <p>(省略)</p>	<p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計得点が配点合計の6割未満である場合 (例えば委員3人の配点合計が600点満点の場合で、応募団体の合計得点が360点未満であった場合) ・選定の基準のうち、重要基準である「2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること」の得点が、満点の6割未満であった場合 <p>選定委員会は、令和4年9月下旬を予定しています。(応募者に対し、日時や会場等を後日連絡します。)</p> <p>(3) 選定結果等の通知及び公表</p> <p>指定管理者の候補者を決定後、応募者全員に郵送で通知します。(令和4年10月下旬予定。) また、選定理由等をまとめた資料及び候補者から提出された事業提案概要書を、ホームページで公表するとともに、市議会に提供します。</p> <p>なお、指定管理者候補者が決定された後は、透明性の観点から指定管理者候補者とならなかった応募団体についても団体名の公表をいたします。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 指定管理者の指定</p> <p>市議会の議決(令和4年12月議会を予定)を経て、指定管理者候補者を指定管理者に指定します。(したがって、市議会において否決された場合は指定できません。)</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 申請の辞退</p> <p>申請を辞退する場合には、辞退届を提出してください。様式第17号</p> <p>(省略)</p>
--	---